

令和2年度

気候変動等に対応した
海外遺伝資源の保全・利用促進委託事業
報告書

令和3年3月

アイ・シー・ネット株式会社

令和2年度
気候変動等に対応した海外遺伝資源の保全・利用促進委託事業
報告書

目次

第1章：はじめに	1
1-1 本事業の目的	1
1-2 令和2年度の実施内容	1
第2章：遺伝資源取得対象国の調査結果・交渉の進捗状況	4
2-1 スリランカ	7
2-2 ラオス	9
2-3 ロシア	12
2-4 キルギスギス	14
2-5 タジキスタン	16
2-6 ウズベキスタン	18
2-7 インドネシア	20
2-8 ベトナム	23
2-9 ブラジル	26
2-10 アルゼンチン	29
2-11 メキシコ	31
第3章：海外遺伝資源関連勉強会・一般向け遺伝資源関連セミナーの開催	35
3-1 遺伝資源関連勉強会の運営	35
3-1-1 デジタル塩基配列情報（DSI）に関する勉強会	35
3-1-2 遺伝資源関連勉強会（タジキスタン）	37
3-1-3 遺伝資源関連勉強会（ウズベキスタン）	39
3-2 一般向けセミナー	41
第4章 検討会の開催	43

第1章：はじめに

1-1 本事業の目的

気温の上昇等による農作物の生産量や品質低下を軽減するため、高温耐性や病害虫抵抗性等を有する新品種の開発がより一層重要となっている。新品種開発には植物遺伝資源が必須であり、植物遺伝資源が多様であるほど新品種開発の可能性が広がるため、海外の多様な植物遺伝資源の取得・利用を促進することは、多様な新品種開発の促進につながる。海外の遺伝資源の取得・利用に関しては、2014年10月に「遺伝資源へのアクセスと利益配分（Access and Benefit-Sharing:ABS）に関する名古屋議定書（Nagoya Protocol:NP）」が発効（我が国においては2017年8月に発効）した。海外遺伝資源の取得・利用にあたっては、遺伝資源保有国の国内法令及び我が国の国内遵守措置（ABSガイドライン）に従うことが求められている。本議定書の発効により、生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献することが期待される一方、遺伝資源保有国では権利意識の高まりから自国の遺伝資源の持ち出しの規制を強める傾向がみられている。遺伝資源利用者にとっては、国ごとの遺伝資源関連法制度や取引慣行等の違いなどにより海外遺伝資源の取得・利用がしにくい状況にある。本事業は、平成24年度から平成28年度にかけて実施された農林水産分野における遺伝資源利用促進事業（以下、「利用促進事業」という。）等により構築した遺伝資源関連枠組み等を踏まえながら、我が国の遺伝資源利用者が、新品種開発に必要な海外遺伝資源を取得・利用しやすい環境整備を目的としている。

1-2 令和2年度の実施内容

1) 遺伝資源関連の法制度の調査等

今年度は、スリランカ、ラオス、ロシア、タジキスタン、ウズベキスタン、インドネシア、ベトナム、ブラジル、メキシコの9カ国を対象とした。Webサイト及び対象機関とのメール並びにオンライン会議等を通じ、対象国のABS制度等の遺伝資源関連の法制度や運用状況、取得・利用可能な遺伝資源、対象国内で活動している種苗企業の活動等について調査を行った。また、対象国の遺伝資源を取得・利用するための課題や不明点等の明確化及び解決に向けて、対象国政府機関や研究機関等との交渉等を行った。

各国に対する具体的な実施内容は以下のとおり。

スリランカ：

- ① 2020年1月29日に締結した素材交換契約書（Material Exchange Agreement: MEA）に基づいたナス1品種及びニンジン4品種と日本の遺伝資源センターの遺伝資源の交換のための具体的手続き
- ② ITPGR 附属書Iに指定された種以外の遺伝資源のための枠組みの調査

ラオス：

- ① データベースの利用による、利用者へ情報提供、導入希望遺伝資源の特定
- ② ITPGR 附属書 I に指定された種以外の遺伝資源へのアクセスに関する情報収集

ロシア：共同探索事業の提案

タジキスタン：CBD/ABS 法制の調査、実施状況の調査の継続、調査結果の共有

ウズベキスタン：CBD/ABS 法制の調査、実施状況の調査の継続、調査結果の共有

インドネシア：

- ① 制度等の調査
- ② 遺伝資源（特にナス、カリフラワー、サイシン）の取得・利用に関する交渉、特性評価
- ③ 現地カウンターパートとの協力活動の維持

ベトナム：

- ① 制度等の調査
- ② 遺伝資源（特にキュウリ）の取得・利用に関する交渉、特性評価
- ③ 現地カウンターパートとの協力活動の維持

ブラジル：CBD/ABS 法制の調査、実施状況の調査の継続、調査結果の共有

メキシコ：

- ① CBD/ABS 法制の調査、実施状況の調査の継続、調査結果の共有
- ② 協力関係の構築

2) 遺伝資源関連勉強会等の運営

海外からの遺伝資源の取得に関心のある企業、大学、都道府県及び研究機関等の遺伝資源関連業務に携わる者等向けの勉強会を次のとおり 3 回開催した。

- ① 令和 2 年 6 月 26 日（金）：デジタル塩基配列情報（通称：DSI）の利用と利益配分に関する勉強会：詳細は 3-1-1 を参照
- ② 令和 2 年 11 月 24 日（水）：遺伝資源関連勉強会（タジキスタン）：詳細は 3-1-2 を参照
- ③ 令和 2 年 11 月 25 日（木）：遺伝資源関連勉強会（ウズベキスタン）：詳細は 3-1-3 を参照

3) 一般向けのセミナーの実施

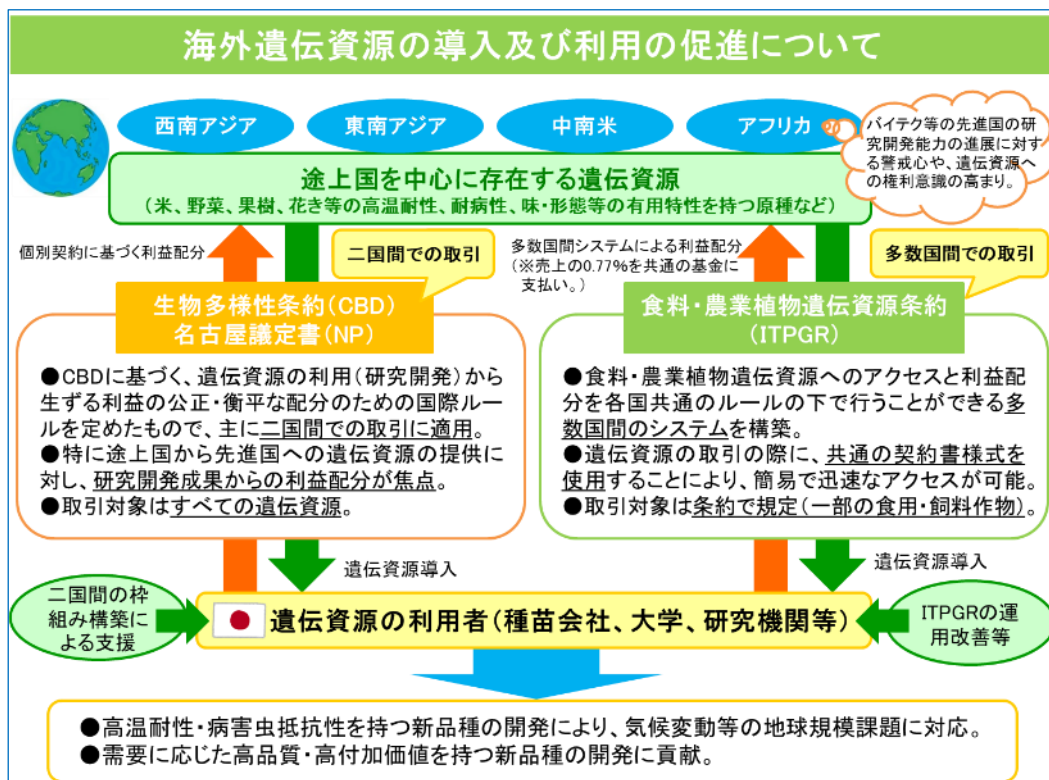
令和2年11月20日（金）に令和2年度植物遺伝資源セミナー「気候変動と植物遺伝資源」を実施した。詳細は3 - 2を参照。

4) 検討会の開催

上記の事業の実施にあたり、学識経験者、企業、関係機関等の有識者11名で構成される検討会を設置した。検討会は令和2年7月2日、12月18日、3年2月15日の計3回開催され、検討会委員より助言を受けた。詳細は第4章を参照のこと。

第2章：遺伝資源取得対象国の調査結果・交渉の進捗状況

遺伝資源の保全、持続可能な利用等に関する国際条約として、1992年6月に採択された「生物の多様性に関する条約（Convention on Biological Diversity: CBD）」、同条約第10回締約国会議（COP10：2010年10月）で採択された「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」（Nagoya Protocol: NP）、及び2001年11月に開催された第31回国際連合食糧農業機関（Food and Agriculture Organization: FAO）総会において採択された「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」（International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture: ITPGR）がある。海外の遺伝資源の取得・利用にあたっては、これら条約や遺伝資源保有国における法令等に従う必要がある。本章においては、令和2年度に調査対象としたスリランカ、ラオス、ロシア、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン、インドネシア、ベトナム、ブラジル、アルゼンチン、メキシコの9国について、国際条約の締結状況や遺伝資源の取得・利用に関する法制度等について解説する。また、キルギスタンとアルゼンチンは本年度の事業対象ではないが、過去の調査で実施した調査結果をアップデートしたものを載せることにした。



(次のページに記載例を示す)

国旗 国名

生物多様性条約	締結状況
名古屋議定書	締結状況
食料・農業植物 遺伝資源条約	締結状況

ナショナルフォーカルポイント（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2020 年 5 月 26 日）

フォーカルポイントとは、各国の遺伝資源へのアクセスや利益配分等に関する外部からの問合せに応じる窓口であり、CBD、NP 及び ITPGR それぞれのフォーカルポイントが条約事務局の HP に掲載されている（一部掲載の無い国もある）。当該国の遺伝資源へのアクセスと利益配分等について確認したい場合には、当該国のフォーカルポイントに問い合わせることも選択肢の 1 つである。

- 1) 生物多様性条約（CBD）
条約事務局の HP に掲載されている情報を記載
- 2) 名古屋議定書（NP）
議定書が設置している情報交換サイト「ABS クリアリングハウス」に掲載されている情報を記載
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
条約事務局の HP に掲載されている情報を記載

権限ある当局（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2020 年 5 月 26 日）

権限ある当局とは、遺伝資源へのアクセスや利益配分等に関する各国の国内措置に従った手続き等の責任を負う機関である。遺伝資源の種類あるいはその存在場所により異なる政府機関が指定される場合がある。

- 1) 生物多様性条約（CBD）
条約事務局の HP に掲載されている情報を記載
- 2) 名古屋議定書（NP）
議定書が設置している情報交換サイト「ABS クリアリングハウス」に掲載されている情報を記載
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
条約事務局の HP に掲載されている情報を記載

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ 当該国における取得・利用に関する法令等やその内容を示している。
- ・ また、当該国の遺伝資源の取得・利用に関する資料やその概要、当該国担当者等から聞き取った内容を示している。

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ CBD 及び NP では、遺伝資源を取得・利用する場合には、遺伝資源を提供する締約国の国内法令に従うことと規定されている。また、その国内法令に従って、①事前の情報に基づく同意（Prior Informed Consent: PIC）を当該国から得ること、②利益の配分等を定めた相互に合意する条件（Mutually Agreed Terms: MAT）を遺伝資源提供者との間で締結することも規定されている。
- ・ 遺伝資源提供国に国内法令等が存在する場合には、当該法令等に基づいた具体的な手続きや留意点等を示している。
- ・ 遺伝資源提供国に国内法令等が存在しない場合には、NP 上は PIC の取得は必要ないと解釈できるが、相手国政府の承認を何らかの形で取得できる場合や、他の法令等によって遺伝資源の取得・利用が制限されている場合もあるため、相手国政府に確認しつつ手続きを進めることが望ましい。なお、国内法令等が存在しない場合でも、利益の配分等を定めた相互に合意する条件を遺伝資源提供者との間で締結する必要がある。
- ・ 遺伝資源の導入に関して、疑問点やお困りの点があるときは、「海外生物遺伝資源の利用促進のための総合窓口」などにご連絡いただきたい。

既存の枠組み・手続き

- ・ 本事業等で構築した枠組みがある場合には、その概要を記載している。枠組み・確立した手続の詳細については、農林水産省大臣官房政策課環境政策室利用推進班にご連絡いただきたい。

¹ https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/GR/s_win_abs.html



スリランカ

生物多様性条約	1992/6/10 署名 1994/3/23 批准 1994/6/21 締約国
名古屋議定書	非加盟国
食料・農業植物 遺伝資源条約	2013/9/17 加入 2013/12/16 締約国

フォーカルポイント (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2021 年 1 月 29 日)

- 1) 生物多様性条約(CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)
 - ① **Hon. Mr. Mahinda Amaraweera, Minister (Political Focal Point)**
Ministry of Environment
No. 416/C/1, "Sobadam Piyasa" Robert Gunawardana Mawatha Battaramulla, Colombo, Sri Lanka
Tel: +94 11 2034131
Fax: +94 11 2879955
E-Mail: minister@env.gov.lk
Web サイト: <http://env.gov.lk/>
 - ② **Dr. Anil Jasinghe, Secretary**
Ministry of Environment
No. 416/C/1, "Sobadam Piyasa" Robert Gunawardhana Mawatha Battaramulla, Colombo, Sri Lanka
Tel: +94 11 2034121, +94 11 2034122
Fax: +94 11 2879944
E-Mail: sec@env.gov.lk
Web サイト: <http://mahaweli.gov.lk/>
 - ③ **Mrs. R.H.M.P. Abeykoon, Director (Operational Focal Point)**
Biodiversity Secretariat, Ministry of Environment
No. 416/C/1, "Sobadam Piyasa" Robert Gunawardhana Mawatha Battaramulla, Colombo, Sri Lanka
Tel: +94 11 2034202
Fax: +94 11 2879972
E-Mail: pathma66a@gmail.com, biodiversitysl@gmail.com
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/LK> 参照)
Dr. Anil Jasinghe, Secretary
Ministry of Environment
No. 416/C/1, "Sobadam Piyasa" Robert Gunawardhana Mawatha, Battaramulla, Colombo, Sri Lanka
Tel: +94 11 2034121, +94 11 2034122
Fax: +94 11 2879944
E-Mail: sec@env.go.lk
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)
(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359381/?iso3=LKA> 参照)
掲載なし

権限ある当局（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2021 年 1 月 29 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）
掲載なし
- 2) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/LK> 参照）
掲載なし
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
（URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359381/?iso3=LKA> 参照）
掲載なし
※ITPGR 附属書 I 作物については、農業局が権限を有している。

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ “National Policy on Access to Biological Resources, sustainable Use and Benefit Sharing（2013 年 10 月）”²⁾において、生物資源へのアクセスに関する相手国政府の方針が示されているが、未だ国内法は策定されていない。（2019 年 3 月 14 日現在）
- ・ 植物遺伝資源センターでは、15,181 点の植物遺伝資源が保存されており、作物種ごとの保存点数もしっかりと管理されている。（2018 年 10 月）

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ 国内法令が存在しないため、相手国政府に確認しつつ遺伝資源の取得・利用の手続きを進めることが望ましい。（2020 年 1 月 30 日現在）
- ・ スリランカ農業局からは、ITPGR の定型の素材移転契約書（Standard Material Transfer Agreement: SMTA）の準用ではなく、独自の素材交換契約書（Material Exchange Agreement: MEA）で契約したいとの要望があった。本事業においては、ナス 1 品種及びニンジン 4 品種（どちらも ITPGR 附属書 I 作物）の日本への導入に向けて、スリランカ植物遺伝センターと MEA の取り交わしが 2020 年 1 月 29 日に完了した。
- ・ 今後、スリランカから我が国への導入と同時に、我が国の保存する遺伝資源のうちスリランカ農業局が希望するトウモロコシ 1 品種、トウガラシ 2 品種、トマト 2 品種の遺伝資源を提供する予定。

既存の枠組み・手続き

【合意の概要】

- ① 合意相手先機関：スリランカ農業局（Department Of Agriculture :DOA）
- ② 合意年月日：2016 年 8 月 18 日
- ③ 目的：植物遺伝資源（Plant Genetic Resources : PGR）の保全及び持続的利用に関する両国間の協力の強化及び促進。
- ④ 合意内容のポイント：
 - ◇ 研究、育種及び商業化の促進を通じて両国に利益がもたらされるよう、植物遺伝資源の移転又は交換に関する相互に同意可能な条件の発展に協力。
 - ◇ 上記に先立ち、DOA の推奨品種について、日本への移転のための手順を構築することに合意。
 - ◇ 有効期間は、特に設定せず。

²⁾http://mmde.gov.lk/web/index.php?option=com_content&view=article&id=775&Itemid=152&lang=en



ラオス

生物多様性条約	1996/9/20 加入 1996/12/19 締約国
名古屋議定書	2012/9/26 加入 2014/10/12 締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	2006/3/14 加入 2006/6/12 締約国

フォーカルポイント（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2021 年 1 月 28 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）
Dr. Inthavy Akkharath, Assistant to Minister
Cabinet Office, Ministry of Natural Resources and Environment (MoNRE)
P.O. Box 2932 Thatdam Road, Vientiane, Lao People's Democratic Republic
Tel: +856 21 261 196
Fax: +856 21 217 161
E-Mail: inthavymrc@gmail.com
- 2) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/LA> 参照）
Mr. Souriodong Sundara, Vice Minister
Ministry of Science and Technology
P.O.Box 2279 Vientiane Capital, Lao People's Democratic Republic
Tel: +856 21 732207
Fax: +856 21 740630
E-Mail: souriodong@yahoo.co.uk, kongchaybeechn@yahoo.com, kongchaybeechn@gmail.com
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
（URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359312/?iso3=LAO> 参照）
Ms. Chay BOUNPHANOUSAY, Director General
National Agriculture and Forestry Research Institute (NAFRI)
Vientiane, Lao People's Democratic Republic
Tel: +856 21 770094
E-Mail: bp.chay63@gmail.com

権限ある当局（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2021 年 1 月 28 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）
掲載なし
- 2) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/LA> 参照）
Institute of Biotechnology and Ecology, Ministry of Science and Technology
Km 14 Office, Thangon Road, Ban Doon Teaw, Vientiane, Lao People's Democratic Republic
Tel: +856 21 740360
Fax: +856 21 740360
E-Mail: bei@most.gov.la

3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)

(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359312/?iso3=LAO> 参照)
掲載なし

※ITPGR 附属書 I 作物については、農業林業省 (Ministry of Agriculture and Forestry)、それ以外については科学技術省 (Ministry of Science and Technology) が権限を有しているとのこと。(2018 年 10 月、農業林業省及び科学技術省より聞き取り) ITPGR 附属書 I 以外のものでも作物 (大豆等) は農業林業省の管轄である。(2019 年 8 月、農業林業省より聞き取り)

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ ラオスの ABS 国内法令は存在するが、実施のために必要な体制は科学技術省内にできていないとの説明を受けた。(2018 年 10 月、2019 年 8 月、科学技術省から聞き取り)
- ・ ABS については、2014 年の法律 (Biotechnology Safety Law) があり、同法の 22 条 (原住民の知識) と 24 条 (アクセスと利益配分) が関係している。
- ・ ラオス科学技術省にて ABS に関するガイドラインを作成中。(2018 年 10 月及び 2019 年 8 月、科学技術省から聞き取り)
- ・ パンフレット: “General Procedure for Access and Benefit Sharing (ABS) in Lao PDR” は発行済。(2019 年 8 月、科学技術省から入手)

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ ラオス科学技術省への聞き取りによると、遺伝資源の取得・利用に関する国内法はあるとのことであるが、その内容は明らかになっていない。そのため、相手国政府に確認しつつ遺伝資源の取得・利用の手続きを進めることが望ましい。
- ・ ITPGR 附属書 I 作物については農業林業省が権限を有しており、SMTA での移転が可能である。(2018 年 10 月、農業林業省から聞き取り)
- ・ ITPGR 附属書 I 以外の遺伝資源については、科学技術省が権限を有しており、名古屋議定書に基づいた手続きが必要。これらの遺伝資源導入の際は、科学技術省のナショナルフォーカルポイントに e-mail で申し込む。遺伝資源の導入のためには、農業林業省と覚書 (Memorandum of Understanding: MOU) を締結し、遺伝資源の供給者と合意を取り、コミュニティに対して申込書を提出する。これら文書のスキャンを取って科学技術省に提出する。(2018 年 10 月及び 2019 年 8 月、科学技術省から聞き取り)
- ・ 遺伝資源導入までの手続きには 10 日～3 カ月を要する。(サポートドキュメントの種類や数により手続きに要する期間が異なる)
- ・ 国内法令の実施はまだであるものの、ABS クリアリングハウスのホームページには 2021 年 1 月現在、ラオスの国際遵守証明書 (Internationally recognized certificate of compliance: IRCC) 発行実績として 11 件の記載がある。うち 2 件は日本企業及び大学が取得したものである³。

既存の枠組み・手続き

【合意の概要】

- ① 合意相手先機関：ラオス農業林業省

³ <https://absch.cbd.int/countries/LA> 参照

- ② 合意年月日：2017年2月16日
- ③ 目的：植物遺伝資源の保全及び持続的利用のため、両国間の共同研究の公的基盤を構築。
- ④ 合意内容のポイント：
 - ◇ 協力活動の範囲は、PGRの探索、特性評価、育種、交換・移転、遺伝研究、情報共有及び能力開発。
 - ◇ ラオス側機関（農業局（DOA）、国立農林研究所（NAFRI）、大学）及び日本側機関（公的研究機関、種苗会社、大学）は、作業計画を作成の上、共同プロジェクトを実施。PGRの利用とその後の応用及び商業化から生じる利益は、両方で公正かつ衡平に配分。
 - ◇ PGRの交換・移転に際しては、ITPGRの附属書I作物についてはSMTA、それ以外の作物については個別の素材移転契約書（MTA：Material Transfer Agreement）を締結。
 - ◇ 有効期間は、2022年2月15日まで（更新可）。



ロシア

生物多様性条約	1992/6/13 署名 1995/4/5 批准 1995/7/4 締約国
名古屋議定書	非締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	非締約国

フォーカルポイント（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2021 年 1 月 29 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）
Department of International Cooperation, Ministry of Natural Resources and Environment
4/6 B. Gruzinskaya str., Moscow 123995, Russian Federation
Tel: +7 499 254 79 47, +7 499 254 80 72
Fax: +7 499 254 82 83
E-Mail: nataliat@mnr.gov.ru, vmilenin@mnr.gov.ru
Web サイト: www.mnr.gov.ru
- 2) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/RU> 参照）
掲載なし
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
（URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359361/?iso3=RUS> 参照）
掲載なし

権限ある当局（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2021 年 1 月 29 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）
掲載なし
- 2) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/RU> 参照）
掲載なし
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
（URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359361/?iso3=RUS> 参照）
掲載なし

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ “Strategy and Executive Plan for the Conservation of Biodiversity within the Russian Federation(2014)⁴⁾”によると、2020 年までに名古屋議定書を締結し、国内制度を作成することとなっている。
- ・ 名古屋議定書及び ITPGR の締結に向け、外務省が中心となって国内法の整備等を進めており、関係機関を集めた **Technical Working Group** を組織しているとのこと。N. I. バビロフ全ロシア植物遺伝資源研究所（以下バビロフ研）を管轄する科学高等教育省（Ministry of Science and Higher Education）もそのメンバーであり、バビロフ研の

⁴⁾ <https://www.cbd.int/doc/world/ru/ru-nbsap-v2-en.pdf>

Zavarzin 副所長も Technical Working Group に参加している。(2019年3月、バビロフ研から聞き取り)

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ 国内法令が存在しないため、相手国政府に確認しつつ遺伝資源の取得・利用の手続きを進めることが望ましい。
- ・ バビロフ研は世界でも有数のジーンバンクであり、CIS 諸国の遺伝資源へのアクセスに関しても影響力を有しているようであり、日本以外の国であるが、実際に、キルギスやタジキスタンでの共同探索の実例もある。
- ・ バビロフ研は日本の研究機関や民間企業との共同研究(共同探索を含む)にも興味を持っている。(2019年3月、バビロフ研から聞き取り)
- ・ 一方で、バビロフ研の全人類への貢献というポリシーの観点から、現時点では資本力のある民間企業への協力は慎重とのことである。(2019年9月、バビロフ研との意見交換会での聞き取り)

既存の枠組み・手続き

【合意の概要】

- ① 合意相手先機関：バビロフ全ロシア植物遺伝資源研究所(バビロフ研)
- ② 合意年月日：2016年2月16日
- ③ 目的：PGR の共同探索に関する公的基盤を構築し、日露両国の農場及び生息域内保全のPGR へのアクセスを促進。
- ④ 合意内容のポイント：
 - ◇ バビロフ研と日本側機関(大学、研究機関、種苗会社等)は、作業計画を作成し、個別契約を締結した上で、共同探索を実施。日本側機関は、ロシアにおける共同探索に必要な経費を可能な限り提供。共同探索による収集素材は、両者で等しく配分。収集素材の特性評価結果は、両者の共有財産。
 - ◇ 収集素材を利用して得られた成果物を商業化する場合は、売り上げの0.77%を相手側に支払う。ただし、さらなる研究・育種のために他者が制限なく利用できる場合は、支払い義務はなし。
 - ◇ 有効期間は、2021年2月15日まで(延長可)。



キルギス

生物多様性条約	1996/8/6 加入 1996/11/4 締約国
名古屋議定書	2015/6/15 加入 2015/9/13 締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	2009/6/1 加入 2009/8/30 締約国

フォーカルポイント (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2021 年 1 月 29 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)
Mr. Mirslav Amankulov, Director
State Agency on Environment Protection and Forestry (SAEPF)
 142, Gorkiy Str., 720005 Bishkek, Kyrgyzstan
 Tel: +996 312 54 50 57
 Fax: +996 312 54 50 91
 E-Mail: envforest@elcat.kg, min-eco@elcat.kg
 Web サイト: <http://www.ecology.gov.kg/>
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/KG> 参照)
Ms. Bermet Omurova, Deputy Head
International Cooperation Department, State Agency on Environment Protection and Forestry (SAEPF)
 142, Gorkiy Str., 720005 Bishkek, Kyrgyzstan
 Tel: +996 312 54 60 73
 Fax: +996 312 54 50 91
 E-Mail: bemamo@mail.ru, envforest@elcat.kg, min-eco@elcat.kg
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)
 (URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359311/?iso3=KGZ> 参照)
 掲載なし

権限ある当局 (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2021 年 1 月 29 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)
 掲載なし
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/KG> 参照)
 掲載なし
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)
 (URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359311/?iso3=KGZ> 参照)
 掲載なし

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ 国内法はなし。(2019 年 3 月 14 日現在)

- ・ 「2024 年までの期間におけるキルギス共和国の生物多様性の保全に関する優先事項⁵」が 2014 年に作成されている。この中で、2014 年から 2020 年までの行動計画が示されており、遺伝資源関連法令は 2020 年までに作成する予定となっている。
- ・ 「伝統的知識を保護する法律⁶」が 2007 年に施行（2014 年改正）されている。
- ・ 植物遺伝資源センターでは約 2000 点の遺伝資源を保存しており、1600 点は穀物、野菜（キュウリ、トマト、キャベツ、イモ類）及び油脂作物（ヒマワリ、ダイズ、アブラナ）、400 点は果物。5 年ごとに発芽試験を行い、発芽率 70%未満の場合は種子を再増殖し保存している。（2017 年 10 月、キルギス植物遺伝資源センターから聞き取り）
- ・ 中国、タジキスタン、カザフスタン、ウクライナ、韓国、モルドバ及びチェコ等との共同研究等を行っており、日本との事例もある。（2017 年 10 月、キルギス植物遺伝資源センターから聞き取り）

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ 国内法令が存在しないため、相手国政府に確認しつつ遺伝資源の取得・利用の手続きを進めることが望ましい。
- ・ 食品産業・土地改良省とバビロフ研の間で植物遺伝資源の収集、保存、研究及びそれらのさらなる利用に協力することについて契約が結ばれており、この契約に基づき、キルギスにおいて栽培植物とその野生種の遺伝資源を採取する共同研究を 4 回実施し、キルギスの GeneBank とバビロフ研のコレクションのサンプルが交換されている。（2018 年 11 月、キルギス植物遺伝資源センターから聞き取り）

既存の枠組み・手続き

なし

⁵ <https://www.cbd.int/doc/world/kg/kg-nbsap-v3-en.pdf>

⁶ <https://wipolex.wipo.int/en/text/446337>



タジキスタン

生物多様性条約	1997/10/29 加入 1998/1/27 締約国
名古屋議定書	2011/9/20 署名 2013/9/4 加入 2014/10/12 締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	非締約国

フォーカルポイント（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2021 年 1 月 29 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）
Mr. Neimatullo Safarov, Head,
Research Laboratory for Nature Protection Committee for Environmental Protection
 47 Shevchenko street, Dushanbe 734025, Tajikistan
 Tel: +992 48 702 25 46
 Fax: +992 37 221 89 78
 E-Mail: nsafarov@biodiv.tojikiston.com, biodiv@biodiv.tojikiston.com
- 2) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/TJ> 参照）
Mr. Neimatullo Safarov, Head
Research Laboratory for Nature Protection Committee for Environmental Protection
 47 Shevchenko street, Dushanbe 734025, Tajikistan
 Tel: +992 48 702 25 46
 Fax: +992 37 221 89 78
 E-Mail: nsafarov@biodiv.tojikiston.com, biodiv@biodiv.tojikiston.com
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
 (URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359388/?iso3=TJK> 参照)
 掲載なし

権限ある当局（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2021 年 1 月 29 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）
 掲載なし
- 2) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/TJ> 参照）
National Biodiversity and Biosafety Center
 47 Shevchenko str. Dushanbe, 734025, Tajikistan
 Tel: +992 48 701 25 46
 Fax: +992 48 702 25 46
 Mail: biodiv@biodiv.tojikiston.com
 Web サイト: <http://www.biodiv.tj>
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
 (URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359388/?iso3=TJK> 参照)

掲載なし

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ ABS 関連の法令や生物多様性国家戦略・行動計画（NBSAP）は National Biodiversity and Biosafety Center（NBBC）の管轄である。現在実施中の国連開発計画 地球環境ファシリティ（UNDP GEF）プロジェクト“Strengthening human resources, legal frameworks, and institutional capacities to implement the Nagoya Protocol”（2017-2019）において、関連法令の制定や実施体制の構築を進めている。（2019年5月23日付の暫定国別報告⁷）
- ・ タジキスタンの生物多様性保全に関するナショナルレポート⁸に、NBSAPの進捗状況に関する情報が記載されている。
- ・ 国立遺伝資源センターで約11,000点の遺伝資源を保存している。（2017年10月、国立遺伝資源センターから聞き取り）
- ・ 国立遺伝資源センターは、オランダの種苗企業と研究目的での連携がある。（2017年10月、国立遺伝資源センターから聞き取り）
- ・ UNDPの支援のもと、法制度の整備を進めているところであり、2021年3月に政府の承認を得ることを目指している。法制度が整うまでの間の遺伝資源の移転については、二国間で必要事項を取り決めたメモランダムを作成したうえでアクセスを認めている。（2021年2月、タジキスタン担当者からの聞き取り）

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ 国内法令が存在しないため、相手国政府に確認しつつ遺伝資源の取得・利用の手続きを進めることが望ましい。

既存の枠組み・手続き

なし

⁷ <https://absch.cbd.int/pdf/documents/absNationalReport/ABSCH-NR-TJ-246305/1>

⁸ <https://chm.cbd.int/database/record?documentID=247273>



ウズベキスタン

生物多様性条約	1995/7/19 加入 1995/10/17 締約国
名古屋議定書	非締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	非締約国

フォーカルポイント (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2021 年 1 月 29 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)
Mr. Shavkat Abdurazakov, Chairman
State Committee for Ecology and Environment Protection
2A Tuytepa Street, Tashkent 100047 Uzbekistan
Tel: +998 71 239 11 71, +998 71 239 43 42
Fax: +998 71 239 14 98
E-Mail: info@uznature.uz, axmad.mamadjonov@eco.gov.uz
Web サイト: <http://www.uznature.uz>
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/UZ> 参照)
Mr. Uktam Utaev, Deputy Chairman
State Committee for Ecology and Environmental Protection
2A Tuytepa Street, Tashkent 100047 Uzbekistan
Tel: +998 71 207 07 07 ext. 1039
E-Mail: uktam.utaev@eco.gov.uz
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)
(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359406/?iso3=UZB> 参照)
掲載なし

権限ある当局 (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2021 年 1 月 29 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)
掲載なし
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/UZ> 参照)
掲載なし
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)
(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359406/?iso3=UZB> 参照)
掲載なし

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ 生物学的資源の使用、および自然を利用するための許可を得る手続きに関するウズベキスタン共和国大臣官房決議（2014年10月11日）<https://lex.uz/docs/2485765>（ウズベク語）
- ・ 植物界の保護と使用に関するウズベキスタン共和国法（2016年9月21日）<https://lex.uz/acts/3030362>（ウズベク語）
主に以下の3つについて記載されている：①植物相の保護と使用分野の規制、②植生の保護と使用に関する要件、③植生の利用、植生の構成要素の様々な利用
- ・ 2019-2028年のウズベキスタン共和国における生物学的多様性の保全のための戦略の承認に関するウズベキスタン共和国の大臣官房の決定（2019年10月11日）<https://lex.uz/docs/4372839?query=%D0%91%D0%BE%D0%B7%D0%BE%D1%80%D0%BB%D0%B0%D1%80>（ウズベク語）
- ・ 種子生産分野における知的財産権の規定がある。種子に関する法律（2018年12月13日）<https://lex.uz/docs/4202718?query=хоким>（ウズベク語）
- ・ ウズベキスタンの植物遺伝資源を日本で研究に使用したい場合は、管轄は環境技術科学研究所になるが、まずはウズベキスタン外務省経由でウズベキスタンの植物遺伝資源に興味があるという書面を出す必要がある。

以上、2020年11月 ウズベキスタンの植物遺伝資源に関する勉強会での説明

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

調査中

既存の枠組み・手続き

調査中



インドネシア

生物多様性条約	1992/6/5 署名 1994/8/23 批准 1994/11/21 締約国
名古屋議定書	2011/5/11 署名 2013/9/24 批准 2014/10/12 締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	2006/3/10 加入 2006/6/8 締約国

フォーカルポイント (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2021 年 1 月 26 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)
Mr. Wiratno, Director General
Natural Resources and Ecosystem Conservation, Ministry of Environment and Forestry
Manggala Wanabakti bld., Blok I, 8th floor Jl. Gatot Subroto, Senayan Jakarta 10270 Indonesia
Tel: +62 21 5734 818
E-Mail: nfpcbd@menlhk.go.id, subditkonvensi.kkh@gmail.com, agnugroho@gmail.com
sr.ratna@gmail.com
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/ID> 参照)
Mr. Wiratno, Director General
Natural Resources and Ecosystem Conservation, Ministry of Environment and Forestry
Manggala Wanabakti bld., Blok I, 8th floor Jl. Gatot Subroto, Senayan Jakarta 10270 Indonesia
Tel: +62 21 5734 818
E-Mail: nfpcbd@menlhk.go.id, subditkonvensi.kkh@gmail.com, moh.haryono64@gmail.com,
etybudi@gmail.com
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)
(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359298/?iso3=IDN> 参照)
Mr. Ir. Mastur, Director of ICABIOGRAD
Centre for Biotechnology and Genetic Resources - Ministry of Agriculture (BB Biongen)
JL. Tentara Pelajar no. 3A - Cimanggu Agricultural Research Campus, Bogor 16111, West Java, Indonesia
Tel: +62 833820
Fax: +62 2518338820
E-Mail: bb_biogen@litbang.pertanian.go.id

権限ある当局 (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2021 年 1 月 26 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD)
 - ・ 環境林業省生物多様性保全課 課長 Ms. Ninin ...野生種と近縁野生種
同課 国際条約実施班 Ms. Lulus、Ms. Ratih
 - ・ 農業省生物遺伝資源研究センター (BB-Biogen) ...作物
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/ID> 参照)
掲載なし
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)
(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359298/?iso3=IDN> 参照)
掲載なし

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ 野生種遺伝資源へのアクセス及びその利用による利益の配分に関する 2018 年環境林業大臣規則第 P.2・MENLHK/SETJEN/KUM.1/1/2018 号（2018 年 1 月）⁹：
対象は野生種と近縁野生種（wild relatives）のみ。
- ・ 作物遺伝資源の保全と利用に関する 2011 年農業大臣規則第 37 号（2011 年 7 月）¹⁰
対象は作物で、研究目的の利用を含む。農業省品種保護・農業許可センター（PPVTPP）がこの手続きを担当。
- ・ 園芸種子の輸出入に関する 2017 年農業大臣規則第 5 号（2017 年 5 月）¹¹：
対象は園芸種子で利用目的がコンテスト、展示、プロモーションのもの。

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ 本事業において、相手国の遺伝資源（ナス、カリフラワー、サイシン）をボゴール農大と協力して増殖し、その種子を BB-Biogen に移管した。BB-Biogen に移管した種子については、日本のジーンバンクに SMTA に則って導入する予定。なお、ITPGR 附属書 I に記載のない作物の種子の輸出入については、当事者間で適宜 MTA や契約書を取り交わし、PPVTPP に植物遺伝資源の輸出入に関する法令に定める手続き¹²に従って申請することとされている。PPVTPP は、遺伝資源ナショナルコミッションにその申請の可否を諮問し、審査が行われる。また、別途輸出検疫が必要とのこと。
- ・ 2018 年環境林業大臣規則において遺伝資源へのアクセスの定義は、環境省の日本語暫定訳によると、野生種遺伝資源の取得の機会（以下、「野生種遺伝資源へのアクセス」と呼ぶ）とは、学術研究、技術開発、生物資源探査（バイオプロスペクティング）、産業への応用又は商業利用のために、提供国としてのインドネシア共和国内の生息域内又は生息域外（インドネシア国外も含む）の遺伝資源を取得及び／又は運搬及び／又は利用する活動をいう。
- ・ 2018 年環境林業大臣規則では、遺伝資源の定義のなかに、素材、情報、化学情報も含まれており、CBD 等の一般的な解釈とは異なるため注意が必要（第 1 条 1）。
- ・ 2018 年環境林業大臣規則施行前に発行された外国植物動物運搬証（SATS-LN）は、その運搬証の有効期限までは有効。

既存の枠組み・手続き

【合意の概要】

- ① 合意相手先機関：インドネシア農業省
- ② 合意年月日：2015 年 6 月 30 日
- ③ 目的：PGR の相互利用を通じた、両国における商業化に向けた新品種の開発。
- ④ 合意内容のポイント：

⁹ http://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Indonesia_ABS_MinReg_2018.pdf

¹⁰ <http://pvtppt.setjen.pertanian.go.id/download/permentan-37-2011/>

¹¹ <http://perundangan.pertanian.go.id/admin/file/Permentan%20No%2015-2017-Pemasukan%20dan%20Pengeluaran%20Benih%20Hortikultura.pdf>

¹² 作物遺伝資源の保全と利用に関する 2011 年農業大臣規則第 37 号に基づく種子の輸出入の手続き
<http://pvtppt.setjen.pertanian.go.id/cms2017/tentang-pvtppt/layanan/perizinan/pemasukan-pengeluaran-benih-tanaman/izin-pemasukan-pengeluaran-sdg-tanaman/>

- ◇ 協力活動の範囲は、生息域外コレクションの特性評価、育種及び遺伝的研究、PGRの保全と持続的利用に関する情報共有及び能力構築。ただし、化学品、医薬品、非食料品及び飼料への産業利用を目的としない協力活動に限定。
- ◇ インドネシア側の指定機関（農業研究開発庁（IAARD）及び IAARD と協力合意を締結している大学）と日本側の指定機関（国立研究開発法人、種苗会社、企業及び大学）が、作業計画を作成した上で、協力活動を実施。
- ◇ 対象 PGR は、ITPGR 附属書Iに限定。PGR の交換は、MTA により行う。
- ◇ 有効期間は、2020 年 3 月 31 日まで（協議中）。



ベトナム

生物多様性条約	1993/5/28 署名 1994/11/16 批准 1995/2/14 締約国
名古屋議定書	2014/4/23 加入 2014/10/12 締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	非締約国

フォーカルポイント (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2021 年 1 月 26 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)
Dr. Van Tai Nguyen, Director General
Vietnam Environment Administration, Ministry of Natural Resources and Environment (MoNRE)
 No. 10, Ton That Thuyet Street, Hanoi, Viet Nam
 Tel: +84 4 3942 4581
 Fax: +84 4 3822 3189
 E-Mail: tainvclcs@gmail.com, nvtai@vea.gov.vn
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/VN> 参照)
Ms. Nhan Thi Thanh Hoang, Deputy Director
Biodiversity Conservation Agency, Vietnam Environment Administration
 No. 10 Ton That Thuyet, Cau Giay 084, Hanoi, Viet Nam
 Tel: +84 4 37956868 (ext. 3110)
 Fax: +84 4 39412028
 E-Mail: hoangnhan.bca1@gmail.com, hnhan@vea.gov.vn
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)
 (URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359409/?iso3=VNM> 参照)
 掲載なし

権限ある当局 (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2021 年 1 月 26 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD)
 - ・ **農業農村開発省** : 栽培品種、家畜品種、養殖品種、林業用種苗の遺伝資源
 省全体の窓口は科学技術局、省内の分担は各原局 (例えば農作物は作物生産局) とすることが、2019 年 1 月 1 日に出された 2018 年 Circular43 号¹³で規定された (施行以前に輸入許可を得ているものは有効)。
 - ・ **天然資源環境省** : 上記農業農村開発省の分担に属さない遺伝資源
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/VN> 参照)
 - ① **Ministry of Natural Resources and Environment, Nature and Biodiversity Conservation Agency, Vietnam Environment Administration, Ministry of Natural Resources and Environment**

¹³ <https://www.customs.gov.vn/Lists/VanBanPhapLuot/ViewDetails.aspx?ID=11379>

Office B213, Tower B, 10 Ton That Thuyet Street, Nam Tu Liem District, Hanoi, Viet Nam
Tel: +84 24 3795 6868 (ext. 3117)
Fax: +84 24 39412028
E-Mail: hoangnhan.nbca@gmail.com, tunguyen.bca@gmail.com, vanphongcucbaoton@gmail.com
Web サイト : <https://vietnamabs.gov.vn/> (Vietnam ABSCH)

<Contact Person>

Ms. Nhan Hoang Thi Thanh, Deputy Director
Biodiversity Conservation Agency - ABS National Focal Point, Biodiversity Conservation Agency

B213, 10 Ton That Thuyet, Nam Tu Liem, Hanoi, Viet Nam
Tel: +84902282326
Email: hoangnhan.bca@gmail.com

- ② **Ministry of Agriculture and Rural Development**
No. 2, Ngoc Ha street, Ba Dinh district, Hanoi, 100000, Viet Nam
Tel: +8424 3843 9901
E-Mail: thanhnth.khcn@mard.gov.vn, tunguyen.bca@gmail.com
Web サイト : <https://www.mard.gov.vn/Pages/default.aspx>
(Ministry of Agriculture and Rural Development - Information Portal)

<Contact Person>

Ms. Nguyen Thi Hong Thanh, Senior Official
Department of Science, Technology and Environment, Ministry of Agriculture and Rural Development

No 2 Ngoc Ha Street, Ba Dinh District, Hanoi, Viet Nam
Email: thanhnth.khcn@mard.gov.vn

- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)
(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359409/?iso3=VNM> 参照)
掲載なし

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ 遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分の管理に関する政令第 59/2017/ND-CP 号 (2017 年 5 月)¹⁴ : 遺伝資源へのアクセス許可手続きや利益配分方法、利益配分に関する契約書の書式等を規定。
- ・ 政令第 59/2017/ND-CP 号の実施に関するガイドブック(公式英語訳 pdf ファイル)¹⁵
- ・ 上記政令の上位にある法律は「生物多様性法 (Law No. 20/2008/QH12)」¹⁶ : 生物遺伝資源へのアクセス許可や、許可を受けた者の権利・義務等を規定。

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

¹⁴ <https://absch.cbd.int/database/MSR/ABSCH-MSR-VN-237595/1> (ABS クリアリングハウスの解説サイト)

¹⁵ <https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/7393D8C9-7C71-5A42-84C5->

¹⁶ <http://www.ecosystemmarketplace.com/resources/vietnam-biodiversity-law-no-20-2008-qh12-2009/>

- ・ 政令第 59/2017/ND-CP 号によれば、外国人が育種や遺伝子の利用の目的で農業関係の遺伝資源をベトナムから輸出しようとする場合は、予め農業関係の遺伝資源を担当する農業農村開発省作物生産局に対して遺伝資源の利用申請を行う。申請受付書が発行されたら、遺伝資源提供者と遺伝資源提供に係る契約を結び、利用申請書類を当局に提出する。
- ・ 遺伝資源としてではなく栽培あるいは販売目的で輸出する場合は、輸出可能種子リストにある作物は、特段の許可を得ずとも輸出可能であるが、輸出可能種子リストにも、輸出禁止品目のリストにも記載がない植物・品種等は、個別の輸出許可が必要とのこと。輸出禁止品目のリストは、2019 年 12 月 13 日に制定された政令 No. 94/2019/ND-CP の付録 I に記載されている¹⁵。
- ・ 2017 年 11 月、2018 年 11 月にそれぞれベトナムの遺伝資源と日本のジーンバンクの品種を掛け合わせた後代のキュウリ種子を日本に持ち帰ることができたが、当該事例においてのみ農業農村開発省の担当官が輸出可能と判断した可能性があり、ベトナムの交配親の種子を日本に導入することの具体的な手続きについて改めて確認をとる予定。

既存の枠組み・手続き

なし



ブラジル

生物多様性条約	1992/6/5 署名 1994/2/28 批准 1994/5/29 締約国
名古屋議定書	2011/2/2 署名 2021/3/4 批准 2021/6/2 締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	2002/6/10 署名 2006/5/22 批准 2006/8/20 締約国

フォーカルポイント（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2021 年 1 月 31 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL：<https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）
 - ① **H.E. Mr. Norberto Moretti, Ambassador, Permanent Representative (Political CBD FP), Permanent Delegation of Brazil to ICAO and other International Organizations**
999 Robert-Bourassa Blvd., Suite 14.60
Montreal H3C 5H7 Canada
Tel: +1 514 954 8287, 6709
Fax: +1 514 954 6213
E-Mail: brasicao@icao.int
 - ② **Ms. Carolina Hippolito von der Weid, First Secretary, Deputy Head of the Environment Division, Ministry of Foreign Affairs**
Esplanada dos Ministérios, Bloco H - Anexo I, 4º andar, sala 439
Tel: +55 61 2030 5411
E-Mail: dema1@itamaraty.gov.br
- 2) 名古屋議定書（NP）（URL：<https://absch.cbd.int/countries/BR/NFP> 参照）
Ms. Carolina Hippolito von der Weid, First Secretary
Deputy Head of the Environment Division, Ministry of Foreign Affairs, Esplanada dos Ministérios, Bloco H - Anexo I, 4º andar, sala 439, 70170-900, Brasilia DF, Brazil
Tel: +55 61 2030 5411
E-mail: dema1@itamaraty.gov.br
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
（URL：<http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359243/?iso3=BRA> 参照）
Ms Luciana Melchert, Interim Head Environment Division of the Ministry of Foreign Affairs of Brazil
Tel: +55 6120308450
E-Mail: dema@itamaraty.gov.br
Delegação do Brasil junto à FAO
E-Mail: rebrasfao@itamaraty.gov.br

権限ある当局（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2021 年 1 月 31 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL：<https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）
掲載なし

- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL : <https://absch.cbd.int/countries/BR> 参照)

Fábio Brasileiro da Silva, Diretor of the Department for Genetic Resources of the Ministry of Environment of Brazil

Brasília, DF, Brazil

Tel: +55 61 2028- 2325, +55 61 2028- 2182

E-mail: fabio.brasiliano@mma.gov.br

Web サイト: <http://www.mma.gov.br>

- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)

(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359243/?iso3=BRA> 参照)

掲載なし (実務は Ministry of Agriculture が行っている。)

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ 「遺伝財産に関する法律」(2015年5月20日付法律第13123号¹⁷⁾):
遺伝財産¹⁸ (patrimônio genético)または関連する伝統的知識へのアクセス、それから生じる利益配分を定めた法律。利益配分については売り上げの1%と定めている。遺伝財産または関連する伝統的知識へのアクセスのためには、アクセス登録を行う。
- ・ 法律第13123号の運用詳細に関する規定(2016年5月11日付政令第8772号¹⁹⁾):「遺伝財産に関する法律」の実施のための細則を定めた政令。アクセス登録を行うための手続き等について定めている。
- ・ 2020年3月5日の環境省省令第81号;2015年5月20日の法律第13,123号の第19条第2項に規定に従い、遺伝財産へのアクセスに係る非金銭的な利益配分の形を規定する。
- ・ 2020年4月22日の環境省省令第199号:法律13,123号に基づき、遺伝財産及び関連する伝統的知識へのアクセスを適合化する為、外国機関と連邦との間の取り決めに対して必要な条件を定めている。

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

1. ブラジルの遺伝財産には「情報」も含まれることから、CBD等の一般的な解釈とは異なるため注意が必要。(法律第13123号第2条I)
2. 遺伝財産へのアクセスは遺伝財産のサンプルに対する研究または技術開発を意味しており、CBD等の一般的な解釈とは異なるため注意が必要。(法律第13123号第2条VIII)
3. 購入や輸入などによる遺伝財産の取得が法律第13123号の発効以前の場合であっても、同法律の発効後にアクセス²⁰(研究・技術開発)が行われたものについてはこの法律が適用される。

¹⁷ http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_Ato2015-2018/2015/Lei/L13123.htm

¹⁸ 「ブラジルの遺伝財産に関する法律(2015年法律13123号)」第1条に「植物、動物、微生物またはその他の種の遺伝的起源(origem genética)の情報であって、当該生物の代謝から生じる物質を含む」と定義づけられている。

¹⁹ http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_ato2015-2018/2016/decreto/D8772.htm

²⁰ ブラジル法の場合には、「アクセス」は研究・技術開発のことを指す。

4. 海外の企業がブラジルの遺伝財産及び関連する伝統的知識にアクセス（研究・技術開発）するにあたっては、ブラジルの科学技術研究機関とのパートナーシップが必要。（法律第 13123 号第 12 条 II）
5. 遺伝財産又は関連する伝統的知識へのアクセス（研究・技術開発）のためには、アクセス登録のために遺伝財産及び関連する伝統的知識国家管理システム（SisGen²¹）への登録が必要だが、その登録はブラジルのパートナーが行う。（政令第 8772 号第 22 条）
6. 法律第 13123 号が発効する前に行われたアクセス（研究・技術開発）及び経済的開発についても、以下により同法律が適用されるので注意が必要。（法律第 13123 号第 37 条、政令第 8772 号第 2 条）
 - i. 2000 年 6 月 30 日から 2015 年 11 月 17 日の間に行われたアクセス（研究・技術開発）及び経済的開発は、登録を可能とした日（2017 年 11 月 6 日）から数えて 1 年以内に法律第 13123 号及び政令第 8772 号に適合させること。
 - ii. 2000 年 6 月 30 日より以前のアクセス（研究・技術開発）の場合には、管轄省庁の要請があった場合には、それらの行為が 2000 年 6 月 30 日より前に終了していたことを証明する。
7. 2000 年 6 月 30 日から 2015 年 11 月 16 日の間に行われたアクセスは、外国機関がアクセスおよび通知登録するために必要な機能を備えた SisGen のバージョンを一般公開することを伝える遺伝財産管理委員会（CGen）管理局長による正式通達の公布日から数えて 1 年が経過した時点までに行う。（現在のところそのような通達は出ていない。）

既存の枠組み・手続き

なし

²¹ <http://www.mma.gov.br/patrimonio-genetico/conselho-de-gestao-do-patrimonio-genetico/sis-gen>



アルゼンチン

生物多様性条約	1992/6/12 署名 1994/11/22 批准 1995/2/20 締約国
名古屋議定書	2011/11/15 署名 2016/12/9 批准 2017/3/9 締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	2002/6/10 署名 2016/5/13 批准 2016/8/15 締約国

フォーカルポイント (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2021 年 1 月 31 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)
Dra. Silvia Beatriz Vazquez, Directora de Asuntos Ambientales
Dirección General de Asuntos Ambientales
Ministerio de Relaciones Exteriores, Comercio Internacional y Culto
 Buenos Aires, Argentina
 E-Mail: vqs@mrecic.gov.ar, digma@mrecic.gov.ar, rys@mrecic.gov.ar, jqb@mrecic.gov.ar
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/AR> 参照)
Dra. Silvia Beatriz Vazquez, Directora de Asuntos Ambientales
Dirección General de Asuntos Ambientales, Ministerio de Relaciones Exteriores, Comercio Internacional y Culto
 Buenos Aires, Argentina
 E-Mail: vqs@mrecic.gov.ar, digma@mrecic.gov.ar, rys@mrecic.gov.ar, jqb@mrecic.gov.ar
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)
 (URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359226/?iso3=ARG> 参照)
Ms. Marcia LEVAGGI, Directora General
Dirección General de Asuntos Ambientales (DIGMA), Ministerio de Relaciones Exteriores y Culto
 Esmeralda 1212 - Piso 14° Of. 1408, Buenos Aires - Argentina
 Tel: +5411 4819-7405
 Fax: +5411 4819-7413
 E-Mail: mle@mrecic.gov.ar

権限ある当局 (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2020 年 5 月 30 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)
 掲載なし
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/AR> 参照)
Secretaría de Política Ambiental en Recursos Naturales, Ministerio de Ambiente y Desarrollo Sostenible de la Nación
 San Martin 451, 2do Piso, oficina 205, Ciudad Autónoma de Buenos Aires, Argentina
 Tel: +54 9 11 4348-8200
 E-Mail: protocolodenagoya@ambiente.gob.ar
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)

(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359226/?iso3=ARG> 参照)
掲載なし

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ 憲法²²の規定によると、遺伝資源は州の財産とされており、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する具体的な手続きについては、各州で規定している。現在のところ、8つの州が州に属する遺伝資源へのアクセスに関する州法を定めている。
- ・ 国レベルでは、2010年に制定された政令 226号 (Resolución 226/2010²³) が遺伝資源の海外への持ち出しについての規定を定めている。

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ 遺伝資源へアクセスする場合には、まず当該遺伝資源について権限を有する州から事前の情報提供に基づく同意 (PIC) を取り付けた上で、政令 226号に基づく国の許可を得る必要がある。
- ・ 国立農牧技術院 (INTA)²⁴は、5つの州との間で観賞植物について ABS に関する合意を結んでおり、日本も含む民間企業と合同の収集旅行も実行している。その際、民間企業とは Cooperation Agreement を結んでいる。実際に日本の民間企業の前例があるため、まずは INTA に問い合わせるとよい。

既存の枠組み・手続き

なし

²² <http://pdba.georgetown.edu/Parties/Argentina/Leyes/constitucion.pdf>

²³ <http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/165000-169999/166597/norma.htm>

²⁴ <https://inta.gob.ar/>



メキシコ

生物多様性条約	1992/6/13 署名 1993/3/11 批准 1993/12/29 締約国
名古屋議定書	2011/2/24 署名 2012/5/16 批准 2014/10/12 締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	非締約国

フォーカルポイント（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2021 年 1 月 27 日）

1) 生物多様性条約(CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)

① **S.E. Ms. Maria Luisa Albores, Secretary**

Ministry of Environment and Natural Resources (Secretaría de Medio Ambiente y Recursos Naturales: SEMARNAT)

Av. Ejército Nacional #223, piso 22, Col. Anáhuac, Delegación Miguel Hidalgo, Ciudad de México
C.P.11320 Mexico

Tel: +52 55 5628 0602

Fax: +52 55 5628 0643

E-Mail: ucaai@semarnat.gob.mx, c.secretaria@semarnat.gob.mx

Web サイト: <http://www.gob.mx/semarnat>

② **Ms. Camila Zepeda Lizama, General Director for Global Topics**

Ministry of Foreign Affairs (Secretaría de Relaciones Exteriores, SRE)

Av. Juarez #21, piso 14, Col. Centro, Ciudad de México C.P. 06000 Mexico

Tel: +52 368 65100 ext 5699

E-Mail: dgtglobales@sre.gob.mx, focalpointmexico@sre.gob.mx

2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/MX> 参照)

Dr. Adelita San Vicente Tello, General Director

Primary Sector and Renewable Natural Resources, Ministry of Environment and Natural Resources (Secretaría de Medio Ambiente y Recursos Naturales: SEMARNAT)

Ejército Nacional 223, Col. Anáhuac, Miguel Hidalgo, México D.F. C.P.11320, México

Tel: +52 55 5490 09600 Ext 12141

E-Mail: adelita.sanvicente@semarnat.gob.mx, puntofocal.pnaypb@semarnat.gob.mx

3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)

(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359329/?iso3=MEX> 参照)

掲載なし

権限ある当局（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2021 年 1 月 27 日）

1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)

掲載なし

2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/MX> 参照)

① **General Directorate for Wildlife, Under-Secretariat for Management of Environmental Protection, Ministry of Environment and Natural Resources (Dirección General de Vida Silvestre, Subsecretaría de Gestión para la Protección Ambiental, Secretaría de Medio**

Ambiente y Recursos Naturales (SEMARNAT))

Av. Ejército Nacional 223, Col. Anáhuac, Ciudad de México, Delegación Miguel Hidalgo,
C.P. 11320, México
Tel: 1+52+(55) 54900900 ext. 23306
E-mail: josel.funes@semarnat.gob.mx
Web サイト: <https://www.gob.mx/semarnat>

<Contact Person>

**Mr. José Luis Pedro Funes Izaguirre, General Director for Wildlife
SEMARNAT (Director General de Vida Silvestre, Secretaria de Medio Ambiente y
Recursos Naturales)**

Av. Ejército Nacional 223, Col. Anáhuac. Ciudad de México, Delegación Miguel Hidalgo
C.P. 11320, Mexico
Tel: 1+52+(55) 54900900 ext. 23306
E-mail: josel.funes@semarnat.gob.mx
Web サイト: <https://www.gob.mx/semarnat>

② **National Commission for the Development of Indigenous People (Comisión Nacional para el Desarrollo de los Pueblos Indígenas (CDI))**

Av. México-Coyoacán 343, Col. Xoco, Ciudad de México, Benito Juárez, C.P. 03330,
México
Tel: +1 525 91832100
Fax: +1 525 56-05-43-61
E-mail: ibetanzos@cdi.gob.mx, derechosindigenas@cdi.gob.mx,
ainternacionales@cdi.gob.mx
Web サイト: <https://gobierno.com.mx/cdi.html> (CDI Webpage)

<Contact Person>

**Ms. Imerai Betanzos Ordaz, General Coordinator for the Indigenous Right
(Coordinadora General de Derechos Indígenas)**

Av. México-Coyoacán 343, Col. Xoco. Delegación Benito Juárez, Ciudad de México
C.P. 03330, Mexico
Tel: +525 91832100
E-mail: ibetanzos@cdi.gob.mx

③ **National Commission on Natural Protected Areas (Comisión Nacional de Áreas Naturales Protegidas, CONANP)**

Ejército Nacional 223, Col. Anáhuac, Ciudad de México, Delegación Miguel Hidalgo,
C.P. 11320, México
Tel: +52 55 54497000 ext. 17001
E-mail: adelmazo@conanp.com.mx

<Contact Person>

**Mr. Alejandro Del Mazo Maza, National Commissioner for Natural Protected Areas
(Comisionado Nacional de Áreas Naturales Protegidas, CONANP)**

Ejército Nacional 223, Col. Anáhuac. Ciudad de México, Delegación Miguel Hidalgo
C.P. 11320
Tel: +52 55 54497000 ext. 17001
E-mail: adelmazo@conanp.gob.mx

Web サイト: <http://www.gob.mx/conanp>

3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)

(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359329/?iso3=MEX> 参照)
掲載なし

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料²⁵

- ・ NP の実施のための国内法令は未整備²⁶ではあるが、下記に挙げた既存の法律に遺伝資源、遺伝資源に係る伝統的知識、アクセス、利益の公正かつ公平な分配、コンプライアンスに関する規定が定められている。
 - ◇ General Law on Ecological Balance and Environmental Protection : 生態学的バランスと環境保護に関する一般法
 - ◇ General Law on Sustainable Forest Development : 持続可能な森林開発に関する一般法
 - ◇ Sustainable Rural Development Law : 持続可能な農村開発法
 - ◇ General Law on Wildlife : 野生生物に関する一般法
 - ◇ Official Mexican Standard NOM-059-SEMARNAT-2010, Environmental protection/Mexican native species of wild flora and fauna/Risk categories and specifications for inclusion, exclusion or change/List of species at risk : 生物多様性の保全を目的として 2010 年 11 月 26 日に施行されたメキシコ公式規格
 - ◇ Promulgatory Decree of the Nagoya Protocol on access to genetic resources and fair and equitable participation in the benefits derived from their use of the Convention on Biological Diversity, adopted in Nagoya on October 29, 2010” : 2014 年 10 月 12 日に施行された NP の発布令
- ・ “Transitional procedures for handling requests related to the access to plant genetic resources for food and agriculture under the Nagoya Protocol” : NP の実施を規定する国内法令が整備されるまでの一時的な措置として 2017 年 10 月 31 日に施行された政策。生息域内保全、及び生息域外保全条件下での PGR へのアクセス申請の取り扱いについて定めている。
- ・ “Actions in the Mexican National Strategy on Biodiversity (ENBioMex) in order to move towards the implementation of the Nagoya Protocol” : メキシコ国家生物多様性戦略に明記されている NP の実施に向け 2016 年 12 月 1 日に導入されたアクションプラン (法的拘束力なし)。

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点²⁷

- ・ 国内法令は未整備ではあるが、事前の情報に基づく同意 (Prior Informed Consent: PIC)、及び利益の配分等を定めた相互に合意する条件 (Mutually Agreed Terms: MAT) を満たしたうえで合意に達したことを証明するものとして、2021 年 1 月時点で、8 件の遺伝資源へのアクセスについて、国際遵守証明書 (Internationally recognized certificate of compliance) が出されている。ここには、メキシコ国立農牧林研究所国立遺伝資源

²⁵ <https://absch.cbd.int/pdf/documents/absNationalReport/ABSCH-NR-MX-238713/1>

²⁶ 2020 年 3 月から SEMARNAT と SADER (SNICS, INIFAP) から構成される正式な省間ワーキンググループが立ち上がり、法整備も含めた NP 実施に向けた取り組みを開始した。しかし、2020 年後半に実施された SADER 内部の組織変革、及び SEMARNAT・SADER 間の様々な意見の相違に端を発する緊張関係が生じたことにより 2021 年 1 月末時点、同ワーキンググループの活動は停止している。

²⁷ <https://absch.cbd.int/pdf/documents/absNationalReport/ABSCH-NR-MX-238713/1>、及び 2020 年 1 月 27 日～30 日に実施した現地調査で収集した情報に基づく。

センター（CNRG-INIFA）との間の科学協力協定に基づく非営利目的のハヤトウリへのアクセスも含まれている。（遺伝資源に関する詳細は非公開）

- ・ 特定の法的手段がないことから、上記 8 件に関する合意形成にはそれぞれについて既存の法律や手続きに基づく関係機関（権限ある当局を含む）の間との調整を要した。さらに案件ごとに異なるプロセスに従い、相互に合意する条件に次の内容についても含まれた：①手続きを行ったユーザーに対してのみ遺伝資源へのアクセスを承認する（第 3 者の利用は認めない）の、②案件ごとに提供者側の権利について保証する、③意図が変更された場合の条件（SNICS への聞き取りによれば新たな申請・手続きが必要となる）。
- ・ 上記 8 件中、SNICS が権限ある当局として担当した海外に遺伝資源を提供した 2 件については、申請から遺伝資源提供までにかかった期間は 1 年半、及び 11 カ月であった。SNICS へのヒアリングでは、今後、同期間を短縮することに努めるとのことであった。
- ・ メキシコの遺伝資源の多くは先住民族が居住する土地を含む共有地に存在しており、伝統的知識・文化資源・知的財産としてもコミュニティにとっての貴重な財産となっている。メキシコは先住民族の権利に関する国際連合宣言（2007 年）の署名国であり、先住民族は憲法によって保護されているため、こういった共有地にアクセスする場合は、現状を熟知している大学や研究所、NGO 等と組むことが最適な方法である（2020 年 1 月 27 日~30 日に実施したメキシコでの現地調査における SNICS やチャピング大学、グアダハラハラ大学へのヒアリングに基づく）。
- ・ 遺伝資源へのアクセスについては権限ある当局が明確でないもの多数あり、これらについては今後取り組むべき課題とされている。

既存の枠組み・手続き

なし

第3章：海外遺伝資源関連勉強会・一般向け遺伝資源関連セミナーの開催

3-1 遺伝資源関連勉強会の運営

遺伝資源関連勉強会を以下のように3回実施した。

3-1-1 デジタル塩基配列情報（DSI）に関する勉強会

生物多様性条約及び名古屋議定書の締約国会議における、マーカー育種で利用する DNA 等を含むデジタル塩基配列情報（通称：DSI）の利用と利益配分の議論に関して、種苗関係者等と情報共有を行うとともに、種苗業界に対してどのような影響があるのかについて意見を交換するため以下により勉強会を開催した。

日時：令和2年6月26日（金）13:00～14:30

場所：Zoom ウェビナー

参加人数：一般参加者 55名、登壇者1名、関係省庁 3名、事務局 6名 合計 65名

場所：Zoom ウェビナーによるオンライン開催

内容：下記プログラム通り

13:00	開会	
	「デジタル塩基配列情報の議論」（農林水産省）	資料1-1
	磯崎講師からの補足および質疑応答	
	「あふの環 2030 プロジェクトについて」（農林水産省）	資料1-2
14:30	閉会	

「デジタル塩基配列情報の議論」について、農林水産省大臣官房政策課環境政策室 課長補佐 永田一穂氏より、国際条約とデジタル塩基配列情報やこれまでの議論、今後のスケジュールについての説明がされた。

岩手大学名誉教授 磯崎博司氏からは、DSI で議論になっている点のポイントと法律的な議論と契約の違いについて、以下の補足説明がされた。

- 条約の交渉過程で途上国側から求められていた公開済のパブリックドメインにある様々な伝統的知識（TK）の情報・データなどの利用の利益配分について、最終的に条約や名古屋議定書に入らなかったために、オープンなデータからの利益配分という話がこの DSI の議論においても行われている。
- 数年前に大きな議論となった名古屋議定書 10 条の多数国間の利益配分のための仕組みについても途上国は改めて主張を強めている。
- 情報、DSI は条約の定義のなかに入っていないが、一部の途上国が情報を遺伝資源に含めるような国内法を制定し、「情報」は遺伝素材に含まれていると主張している。
- DSI が生物多様性条約の適用範囲に含まれるかどうか議論されている時に、DSI を適用範囲に含めた国内法があるのはおかしいという議論がある。しかし、生物多

様性条約の場合、生物多様性条約の定義あるいは適用範囲の外にあるとされるものであっても、国内法がそれを適用範囲に含め、規制管理することは必ずしも排除されていない、というあいまいなところが残っている。生物多様性条約が生物多様性条約の採択より前に存在していた国際的な枠組み（具体的には、各国が国内法などで規制管理する方法）を引き継ぐという形にしてしまっているため、あとからできた生物多様性条約の定義や適用範囲はそれより前のものを否定していない。そのため、生物多様性条約の適用範囲や定義から外れるものであっても、その国の中だけにおいては有効とされている。ブラジルなどいくつかの国において、DSI を適用範囲に含める国内法が存在しているのはこのような理由による。

- ▶ 契約、MAT の世界であれば、国際法の議論をしなくても DSI を適用範囲内に含めることができると考えられている。生物多様性条約 7 条や名古屋議定書でも明確に記載されており、議定書の範囲を超えるような契約を結ぶことについては、議定書は制限をしておらず、生物多様性条約においても利益配分については当事者間の契約で行うこと、また、条約は契約を制約しないことが基本法制になっている。

磯崎博司氏からは、売り手・提供者の立場が強い場合は、生物多様性条約の定義や適用範囲ではなく、契約レベルでは国内法により DSI が含まれてしまう可能性が残っており、その対応を考えておく必要性が示唆された。また、参加者に対し、実際にどんな問題が起きるか意見が求められた。これに対し参加者から活発な意見交換と質問が寄せられた。

本勉強会后、参加者にはアンケートが行われ、DSI の利用についての意見が集計された。

3-1-2 遺伝資源関連勉強会（タジキスタン）

日時：令和2年11月24日（火）14：00～16：00

場所：Zoom ウェビナー

参加人数：一般参加者 27名、登壇者 3名、関係省庁 2名、事務局 6名 合計 38名

場所：Zoom ウェビナーによるオンライン開催（逐語通訳）

内容：下記プログラム通り

開会挨拶

農林水産省大臣官房参事官 増井国光

1. タジキスタンにおける植生の生物多様性に関する研究 資料2-1

Bobozoda Bakokhodja

タジキスタン国家科学アカデミー、植物学生理学植物遺伝資源研究所

2. タジキスタンにおける穀類遺伝資源の収集、保存、アクセスについて 資料2-2

Muminshoeva Zebuniso 上級科学フェロー

国立遺伝資源科学センター穀物部

3. タジキスタンにおける果樹遺伝資源の収集、保存、アクセスについて 資料2-3

Shomuradova Svetlana Butaevna 上級科学フェロー

国立遺伝資源科学センター、果樹、ブドウ、鑑賞植物部

4. 質疑応答

5. 日本の遺伝資源とその利用のための規則について 資料2-4

事務局

閉会

勉強会の冒頭、増井国光 農林水産省大臣官房参事官より挨拶及び本勉強会の目的について説明があった。

勉強会では、以下3点についての説明が行われた。

- ・ タジキスタンの地理的特性、タジキスタンにおける生物多様性の概要、植物学・生理学植物遺伝資源研究所の組織と研究内容、植物標本データベースについて。
- ・ ソ連時代に設立された国立遺伝資源科学センターの成り立ち、遺伝資源の収集・研究・保存・交換に関する法令及び手続きの概要紹介、ロシアバビロフ研究所をはじめとした他国との共同探索やコレクションの例、貯蔵の方法、データベースについて。
- ・ 果樹遺伝資源探索の成果である、希少なリングウメ、ブドウ、アンズ、ナシの紹介
- ・ 国立遺伝資源科学センターの果樹に関する遺伝資源保全の取組み、及び、国立地質開発センターに保存されている果樹の遺伝資源の紹介、果樹遺伝資源探索の成果や希少な果樹遺伝資源についての説明。

参加者からは、データベースの公開の可能性や、タジキスタンの遺伝資源の遺伝学的な解析、統計解析や品種改良のためのマーカーの利用、遺伝子セットの作成等の実施状況について

質問があった。これについて、タジキスタンからは、技術的な面で未開発な部分が多く対応できていないため、国際機関の協力が必要であること、特に、マーカーを使った研究はまだされてないので、日本の協力・共同研究に期待しているとの説明があった。

3-1-3 遺伝資源関連勉強会（ウズベキスタン）

日時：令和2年11月25日（水）14:00～16:00

場所：Zoom ウェビナー

参加人数：一般参加者 42名、登壇者 3名、関係省庁 2名、事務局 7名 合計 54名

場所：Zoom ウェビナーによるオンライン開催（逐語通訳）

内容：下記プログラム通り

1. 開会挨拶

農林水産省大臣官房参事官 増井国光

2. 「ウズベキスタンの植物遺伝資源」

資料3-1

Zakir Rakhimov 国家生態学・環境保全研究所所長
生態学・環境保全国家委員会

3. 「ウズベキスタンの遺伝資源へのアクセスに関する法令 (ABS と法制) その実施、管轄官庁」

資料3-2

Madiev Fahriddin 法制課長 生態学・環境保全国家委員会
Mirza Pulat 専門官 生態学・環境保全国家委員会、生物多様性課

4. 質疑応答

5. 「日本の遺伝資源とその利用のための規則について」

資料3-3

事務局

※

閉会

※タジキスタン勉強会発表資料2-4参照

勉強会の冒頭、増井国光 農林水産省大臣官房参事官より挨拶及び本勉強会の目的について説明があった。

生態学・環境保全国家委員会、国家生態学・環境保全研究所所長 Zakir Rakhimov 氏より、ウズベキスタンの地理的特性や植物遺伝資源の概要説明と、今後の方向性として、遺伝資源情報の電子化・データベース化の促進、国内の遺伝資源に関する法令・法制度の調整、研究を進めるための国際機関との協力、効率的な管理と使用のための植物遺伝資源の現状の監視の4つの必要性が説明された。

生態学・環境保全国家委員会法制課長 Madiev Fahriddin 氏、生態学・環境保全国家委員会生物多様性課専門官 Mirza Pulat 氏からは ABS に関する法的な枠組みや植物界の保護と使用に関するウズベキスタン共和国法、利用に際しての手続き、種子生産・輸出入に関する規定と手続きについて説明がされた。補足情報として、ウズベキスタンへの輸入に関しては、ジャガイモや綿など国内での規制がされていない作物だけが輸入可能であり、研究を目的にした作物の輸入については、ウズベキスタンの植物検疫証明書の発行が必要になること、ジャガイモや綿などウズベキスタンですでに研究されている作物を輸入する場合、国際機関の認定を受けた品種しか許可されないことも説明された。

参加者からは、実際にウズベキスタンのリソースを日本での研究に使用する場合の窓口等についての質問があった。

3-2 一般向けセミナー

農林水産省と協議の上、「植物遺伝資源セミナー：気候変動と植物遺伝資源」を以下により実施した。

日時：令和2年11月20日（金）14:30～16:00

場所：ZOOM オンラインウェビナー

参加人数：一般参加者 53名、報道関係者 1名、登壇者 5名、関係省庁 5名、事務局 5名 合計 69名

内容：下記プログラム通り（逐語通訳）

開会挨拶	増井国光 農林水産省大臣官房参事官
第1部：講演	
講演1：「気候変動に対する農林水産省の取組」 増井国光 農林水産省大臣官房参事官	資料4-1
講演2：「新たな品種の開発と植物遺伝資源の役割」 山本伸一 農研機構遺伝資源センター保存技術・情報チーム	資料4-2
講演3：「気候変動がもたらす影響とその適応策」 緒方達志 国際農研熱帯・島嶼研究拠点主任研究員	資料4-3
第2部：質疑応答	
閉会挨拶	増井国光 農林水産省大臣官房参事官

セミナーの冒頭、増井国光 農林水産省大臣官房参事官より挨拶及び本セミナーの実施目的について説明があった。

講演後、参加者からは多くの質問が寄せられた。「みどりの食料システム戦略（仮称）」に関し日本の遺伝資源の多様化、地球温暖化への取り組みをどの様に確保していくかという質問に対し、増井参事官より「みどりの食料システム戦略（仮称）」の検討は始まったばかりであるため、いかに具体化していくかを今後検討が必要であることが説明された。

また、ジーンバンクの遺伝資源の配布先の情報開示についての質問に対し、農研機構 山本氏より業績報告書に記載される予定である事と、昨年の実績では大学が約 50%、研究機関が約 20%、種苗会社含む民間が約 13%であることが報告された。また、遺伝子解析の結果についても PGR アジアで扱った遺伝資源については今後公開する予定である事が報告された。その他、来歴情報、特性データ等については農業生物資源ジーンバンクのウェブサイト (https://www.gene.affrc.go.jp/index_j.php) で既に公開していることも説明された。

この他、途上国遺伝資源の取得と利用に関する方法（名古屋議定書や食料・農業植物遺伝資源条約）の問題点、及びポスト愛知目標への取り組みについての質問に対しては、農林水産省担当官より、農林水産省では平成 29 年から遺伝資源の利用促進のため、名古屋議定書等の国際制度を踏まえて、国内制度を構築している諸外国から実際に、日本へ当該制度に

基づいて遺伝資源を持ち込み、研究等に活用する取り組みを進めている。こうした取り組みは気候変動に適応する品種の開発にも資すると考えており、今後そういった事業の情報を発信していく予定であることが説明された。

第4章 検討会の開催

事業の実施にあたり、有識者からなる検討会を設置した。検討会の委員は下記の11名で構成された（50音順・敬省略、○は座長）。

天目石慎二郎	（独）国際協力機構 経済開発部 次長
磯崎 博司	岩手大学 名誉教授、元 上智大学 教授
川口 健太郎	(国研)農業・食品産業技術総合研究機構 遺伝資源センター センター長
小関 敦	(一社)日本種苗協会 ((株)サカタのタネ 研究本部 課長 遺伝資源室)
近藤 友宏	(一社)日本種苗協会 理事 ((株)日本農林社 代表取締役社長)
齊藤 猛雄	(国研)農業・食品産業技術総合研究機構 野菜花き研究部門 安濃野菜 研究監
佐藤 和広	岡山大学 資源植物科学研究所 教授
炭田 精造	(一財)バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所 技術顧問
永井 昇	(一社)日本種苗協会 (カネコ種苗 (株) 取締役 海外部長)
○長峰 司	元 (国研)農業・食品産業技術総合研究機構 理事
四方 康範	サントリーフラワーズ(株) 取締役 開発・生産 SCM・海外担当

検討会は令和2年7月2日、12月18日、令和3年2月18日の計3回、Zoomによるオンライン会議の形式で開催され、検討会委員より遺伝資源取得の交渉及び勉強会等をはじめとした活動に対して助言を受けた。